

宗像市民図書館の運営に関する要綱の一部を改正する告示

宗像市民図書館の運営に関する要綱（平成15年宗像市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第13条第2号中「を使用」を「で通話」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

宗像市民図書館の運営に関する要綱新旧対照表

改正案	現行
<p>(禁止行為)</p> <p>第13条 図書館を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 携帯電話等で通話する行為</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(禁止行為)</p> <p>第13条 図書館を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 携帯電話等を使用する行為</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>(5) <u>持込みによるパソコンその他の電子機器の使用及びテレビ、ラジオ、CD等の視聴</u></p> <p>(6) (略)</p>

○宗像市民図書館の運営に関する要綱

平成15年4月1日

教育委員会告示第4号

改正 平成17年3月25日教委告示第1号

平成19年7月31日教委告示第2号

平成20年9月25日教委告示第3号

平成22年9月1日教委告示第2号

(趣旨)

第1条 この告示は、宗像市民図書館条例（平成15年宗像市条例第71号）及び宗像市民図書館条例施行規則（平成15年宗像市教育委員会規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、宗像市民図書館（以下「図書館」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者及び貸出しの登録)

第2条 規則第6条第2項第2号に規定する者が図書の貸出しを受けるため、登録をしようとするときは、市内に通勤する者にあつては市内の事業所に勤務していることが確認できる書類又は勤務確認票、市内に通学する者にあつては市内の学校に在籍していることが確認できる証明書を提示するものとする。

2 規則第6条第2項第3号の教育委員会が特に認める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) ユリックス倶楽部の会員

(2) ユリックスウェルネスクラブの会員

(3) 株式会社西日本新聞ティーエヌシー宗像文化サークルの受講者

3 前項の者が登録を受けようとするときは、同項第1号又は第2号の者にあつては当該会員資格を証する書類、同項第3号の者にあつては受講を証する書類を提示するものとする。

4 前項の規定により登録を受けた者の登録の期間は、その会員資格の有効期間が満了するまでの間とする。

5 第3項の規定は、前項の登録期間の満了による登録の更新手続にこれを準用する。

(平17教委告示1・一部改正)

(登録に要する証明書等)

第3条 規則第7条第1項の証明書等は、次に掲げるいずれかの書類であつて、登録を受けようとする者の氏名が記載されているものとする。

(1) 個人にあつては運転免許証、健康保険の被保険者証その他法令等の規定により交付された書類であつて当該登録を受けようとする者が本人であることを確認できる書類、団体にあつ

ては団体の規約、定款等当該団体の代表者及び住所が確認できる書類

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示することができない場合又は転入等の事由により当該書類の変更の手続を終えていない場合は、登録を受けようとする者の住民票若しくは印鑑証明書

(3) 学生証又は生徒手帳(小学生にあつては名札)

(利用カードの紛失等の届出)

第4条 規則第7条第3項の規定による届出は、利用カード紛失等届により行うものとする。

(平17教委告示1・一部改正)

(継続貸出)

第5条 図書館資料の貸出しを受けた者が規則第10条第1項の規定による貸出期間経過後も同一の図書館資料を利用しようとするときは、当該貸出期間中に申請することにより、1回を限度として貸出しを継続することができる。この場合において、継続して貸出しを受けることができる期間は、同項に規定する貸出期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、継続して貸出しを受けようとする図書館資料が、規則第12条の予約を受けている場合は、当該図書館資料の継続貸出は行わないものとする。

(平22教委告示2・一部改正)

(団体登録者への貸出し等)

第6条 規則第10条第2項に規定する団体貸出しに係る貸出冊数及び貸出期間は、次の表の左欄に掲げる団体の規模、活動内容等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める貸出冊数及び同表の右欄に定める貸出期間とする。ただし、団体貸出しにあつては、貸出期間の継続は行わないものとする。

団体の規模、活動内容等	貸出冊数	貸出期間
学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。)等として学校活動及び学校教育に資する団体	図書館資料にあつては100冊以内、カセットテープにあつては10本以内	貸出日から起算して図書館資料にあつては1月以内、カセットテープにあつては15日以内
公民館活動その他の公共的な活動において読書の推進を行う15人以上の構成員で組織された団体	図書館資料にあつては100冊以内、カセットテープにあつては10本以内	貸出日から起算して図書館資料にあつては1月以内、カセットテープにあつては15日以内

その他の団体	図書館資料にあつては50冊以内、カセットテープにあつては5本以内	貸出日から起算して図書館資料にあつては1月以内、カセットテープにあつては15日以内
--------	----------------------------------	---

(物品等の貸出)

第7条 規則第11条第1項の規定により視聴覚資料及び図書館が所有する物品等の貸出しを受けようとする団体登録者は、館外特別貸出申請書を宗像市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、登録団体に対し、館外特別貸出許可証を交付するものとする。

(平17教委告示1・一部改正)

(予約)

第8条 規則第12条の予約は、図書館のカウンター、ファックス、館内利用者端末又は宗像市ホームページで申し込むものとする。

2 図書館資料の予約をしようとする者が図書館のカウンター又はファックスで図書館資料の予約をするときは、リクエストカードにより申し込むものとする。

3 図書館資料の予約をしようとする者（中学校就学前の児童を除く。）が館内利用者端末又は宗像市ホームページで図書館資料の予約をするときは、初回に限り、あらかじめ、当該予約に必要な暗証番号の付与を申請し、当該暗証番号の登録を受け、館内利用者端末又は宗像市ホームページにより申し込むものとする。

4 教育委員会は、予約された図書館資料が用意されたときは、予約者に対し、その旨を通知するものとする。この場合において、予約された図書館資料の取置期間は、予約者への通知後1週間とする。

5 教育委員会は、第2項の規定により利用者から申込みのあった図書館資料が図書館に所蔵していない場合は、購入又は他の図書館との相互貸借等により図書館資料の確保に努めるものとする。ただし、購入が不適当なとき又は当該図書館資料の入手が困難なときは、その旨を予約者に通知するものとする。

(平17教委告示1・平19教委告示2・一部改正)

(督促)

第9条 規則第13条の督促は、電話による催告又は督促状の送付をもって行うものとする。

(平17教委告示1・一部改正)

(貸出しを受けた図書館資料の汚損等)

第10条 規則第14条第2項の規定による弁償を求めるときの図書館資料の状態は、次に定める状態を目安とする。

- (1) 破損により、その一部が欠落し、補修が不可能な状態
- (2) 濡水又は汚れにより、判読不能又は利用者に不快感を与える状態
- (3) その他図書館資料としての利用に供するに不相当と認められる状態

(平17教委告示1・全改)

(複写)

第11条 図書館資料の複写をしようとする者は、複写申込書を教育委員会に提出しなければならない。

2 図書館資料を複写することができる範囲は、著作物の概ね半分以下とし、その複写が著作権法(昭和45年法律第48号)の規定に違反するおそれがあるとき、その他図書館の管理運営上支障があるときは、これを複写することができない。

(平17教委告示1・旧第13条線上)

(電話による予約等)

第12条 図書館は、電話による図書館資料の予約、貸出しの継続、取置き等は、一切行わないものとする。

(平17教委告示1・旧第14条線上)

(禁止行為)

第13条 図書館を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 私語、談話、拍手等をする行為
- (2) 携帯電話等を使用する行為
- (3) 図書館資料を利用しない学習その他読書環境を侵害する行為
- (4) 写真撮影
- (5) 持込みによるパソコンその他の電子機器の使用及びテレビ、ラジオ、CD等の視聴
- (6) 前各号に掲げるもののほか、他の利用者の迷惑となる行為

(平17教委告示1・旧第15条線上)

(館内掲示物)

第14条 図書館において、催物の掲示をすることができる物は、次に掲げるもので、その内容が館内に掲示することが適当と認められるものとする。

- (1) 市が主催する事業に関するもの
- (2) 財団法人宗像市総合公園管理公社(昭和62年9月21日に財団法人宗像市総合公園管理公社という名称で設立された法人をいう。)が主催する事業に関するもの
- (3) 公共団体、公共的団体その他公的機関が主催し、又は後援する事業に関するもの

(平17教委告示1・旧第16条線上、平20教委告示3・一部改正)

(雑則)

第15条 この告示に定めるもののほか、図書館の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(平17教委告示1・追加)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前までに、宗像市総合市民センター図書館の運用に関する要綱(平成14年宗像市内規第1号。以下「旧要綱」という。)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この告示の規定中期間に係る規定は、旧要綱の規定に基づき経過した期間を通算する。

附 則(平成17年3月25日教委告示第1号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年7月31日教委告示第2号)

この告示は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(平成20年9月25日教委告示第3号)

この告示は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成22年9月1日教委告示第2号)

この告示は、平成22年10月1日から施行する。